湘南大庭の未来を考える会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「藤沢市住宅マスタープラン」を踏まえ、湘南大庭地域の良好な住環境や魅力ある地域資源を活用し、誰もが住み続けたくなる湘南大庭の将来像を実現することを目指し、地域住民、民間事業者、関係団体、学識経験者、行政機関等が相互に協働・連携し、検討、協議する場として、「湘南大庭の未来を考える会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議 する。
 - (1) 湘南大庭地区の住環境の魅力、都市基盤の課題把握に関すること。
 - (2) 湘南大庭地区を活性化するための方策や、将来のまちづくりの方向性に関すること。
 - (3) 湘南大庭地域活性化協議会からの提言等に関すること。
 - (4) その他湘南大庭地区の住宅及び住環境を向上させる取組に関すること。

(委員)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる委員 30 人程度で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 地域住民
 - (2) 民間事業者
 - (3) 関係団体
 - (4) 学識経験者
 - (5) 神奈川県職員
 - (6) 藤沢市職員
 - (7) その他

(任期)

- 第4条 委員の任期は、概ね2年とする。ただし、委員に不足等が生じた場合、新たに委嘱若しくは任命することができる。この場合、前任者がいるときは前任者の残任期とし、前任者がいない場合は、会長の任期を上限として定める。
- 2 委員の再任は妨げない。

(会長)

- 第5条 会議には、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会議を代表し、会議の議長となる。
- 3 会長不在時には、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(会議及び分科会)

- 第6条 会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 4 前項に定めるもののほか、分科会の組織及び運営について必要な事項は、各分科会において定める。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、藤沢市計画建築部住宅政策課に置く。

(雑則)

第8条 本要綱に定めのない事項については、会議の合議によって定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。